第1部 教育行財政

第1章 教育行政

1 平成29年度本市教育行政のあらまし

- (1)教育委員会では、平成27年3月に平成30年度までを計画期間とする「名古屋市教育振興基本計画」を策定し、教育を取り巻く環境の変化に対応しながら、学校教育をはじめとした教育施策を推進することにより、夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成に取り組んだ。
- (2) 学校教育では、平成29年度の努力目標を定め、社会の変化に主体的に対応できるたくましい青少年の育成を目指して、一人一人のよさや可能性を伸ばし、よりよい自己実現を促す教育の実践に努めた。
- ア 学校施設の整備については、教室の増築、大規模改造等を実施した。
- イ 教育指導面では、教育課程の参考及び指導指針を示すとともに、集団生活への適応を図る ため、小学校1年生・2年生での30人学級を実施した。
- ウ 実生活に生きてはたらき、各教科等の学習の基本となることばの力を育成するため、「ことばの力育成事業」に取り組んだ。小学校 $4 \sim 6$ 年生を対象に国語科補助教材の活用促進を進め、小学校 4 年生・5 年生を対象に国語科標準学力調査を実施した。そして、「29 年度版なごやっ子漢字検定プリント」を配信するとともに、スピーチ力向上のためのモデル実践を行った。また、市内小・中学校 16 校に学校司書を配置した。さらに、小学生向けの「なごやっ子読書ノート」を全児童に、中学生向けの「なごやっ子読書カード」を1, 2 年生の生徒に配布するとともに、「本の帯コンクール」を実施した。
- エ 英語が話せるなごやっ子の育成をめざして、外国人英語指導助手とのティームティーチングによる生きた英語指導と外国語活動アシスタントとのティームティーチングによる小学校外国語活動を実施したほか、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の相談等に対応する日本語教育相談センターの運営、母語学習協力員の配置等、学習指導の充実に努めた。
- オ 生徒指導対策については、関係諸機関との連絡協議会の開催、学校における児童・生徒指導活動推進事業の実施、進路指導体制の確立、小・中学校で特設講座(基礎・発展)の開設、心理的な理由による不登校児童生徒に対する教育相談や適応指導を進める子ども適応相談センターの運営など、その充実を図った。また、「名古屋市いじめ防止基本方針」のもと、「学校における絆づくり推進事業」や「なごやINGキャンペーン」を実施するとともに「いじめ防止教育プログラム」の活用促進を図り、いじめのない学校づくりに努めた。さらに、スクールカウンセラーの配置拡充、インターネット上におけるいじめの対策に取り組んだ。これに加え、市内11ブロックになごや子ども応援委員会を設置し、児童生徒が抱える問題の未然防止・早期発見や個別支援、学校支援の協力体制の構築を図った。また、なごや子ども応援委員会と中学校との調整役として、生徒指導担当教諭等をコーディネーターとし、その支

援のための非常勤講師を全中学校に配置した。

- カ その他にも、特色ある教育活動や学校づくりを行うマイスクールプランの実施、人権教育、 国際理解教育、情報教育等、教育内容の充実を図ったほか、「あいち・なごやユネスコ世界 会議」における「あいち・なごや宣言」を受け、ESDを継続・発展させるため「ESDフ レンドシップ事業」を実施した。
- キ 児童・生徒の健康管理の面では、入学及び市外から転入した者を対象とした心臓検診や、 全小学校でのアレルギー性疾患に関する検診、また、小学校において歯科疾患特別健診を実 施するなど、児童・生徒の疾患対策の一層の充実を図った。

学校給食では、子どもたちの心身の健全な発達に資することを目的として地産地消の取り 組みを始め内容の充実に努めた。また、複数メニュー、弁当併用、ランチルームでの喫食等 の方式での中学校スクールランチを110校で実施した。

学校体育においては、児童・生徒が生涯を通じて運動を実践し、健康な生活を営むための 能力や態度の基礎の育成に努めるとともに、体育学習や部活動における指導者の資質向上に 役立てるため、体育実技等の講習会を実施した。

- ク 教育奨励事業としては、要・準要保護児童生徒の就学援助等を実施した。
- ケ 部活動については、元気な学校プロジェクト会議「部活動のあり方に関する検討部会」を 開催し、小学校部活動のあり方について検討を行った。
- (3) 社会教育行政については、市民が教養を高め、生涯の各時期に応じて、多様で、かつ、自主的な学習ができるよう、条件整備に努めた。
- ア 成人教育の面では、社会教育施設における各種講座や講演会等を充実させて開設した。更に、家庭教育の振興を図るための事業として、家庭教育セミナー、あい・あい・あいさつ活動、ファミリーデーなごやを実施するとともに、インターネットを活用した講座を開設したほか、子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現するため、名古屋土曜学習プログラムを実施した。

また、女性教育の内容充実を図るとともに、関係団体の指導者育成や活動助成を行った。 イ 青少年教育については、平成18年度から青少年に関する諸施策の総合的な企画等、市長の 権限に属する事務の補助執行が解かれ子ども青少年局の所管事業になるとともに、青少年教 育に関する権限を子ども青少年局長の補助執行とした。

ウ スポーツ振興の面では、市民スポーツ祭をはじめ各種事業の充実を図るとともに、スポーティブ・ライフ月間やマラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知を実施したほか、スポーツ功労者顕彰を実施した。また、子どものスポーツ振興のため、子どもスポーツフェスタを開催したほか、地域ジュニアスポーツクラブの育成・支援を行った。

- エ 文化財保護の面では、文化財保護事業への助成、歴史的町並み保存事業の促進、遺跡発掘 調査や山車行事の総合調査等各種調査を実施したほか、文化財の公開事業、史跡散策路の活 用等、保護事業を推進した。また、守山区上志段味に残る古墳群を活かして古墳や歴史を学 び体験する「歴史の里」の整備を推進した。このほか身近なまちの文化財を未来に伝え、活 かしていくための方針として策定した「名古屋市歴史文化基本構想」に基づき普及啓発を行 った。
- オ トワイライトスクール (放課後学級・施設開放) については、平成21年度から、放課後学 級を「トワイライトスクール」として、それに関する権限を子ども青少年局長が補助執行し 実施した。また、施設開放については、「生涯学習開放」として引き続き教育委員会において実施した。
- (4) ふれあい交流事業については、昭和61年に名古屋市、中津川市及び稲武町(現豊田市)の 3者間で結ばれた「ふれあい協定」に基づき、教育・スポーツ・文化等の交流を通して市民 の友好親善と相互理解を深めた。

2 教育委員会

(1)教育委員会の組織と活動

ア 教育委員会の組織

教育委員会は、合議制の執行機関で教育長及び5人の委員で構成されている。

教育長は市議会の同意を得て、市長が任命する。任期は3年で再任されることができる。 教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。委員は市議会の同意を得て、 市長が任命する。任期は4年で、教育行政の安定を図るため、毎年1人又は2人ずつ改任 (又は再任)される。

教育委員会の職務権限は、教育に関する事務を管理執行することであり、市長の権限に属するもの(教育に関する大綱の策定に関する事務のほか、大学・幼保連携型認定こども園・私立学校、教育財産の取得・処分及び教育委員会の所掌事務に関する契約の締結・予算の執行)を除き、教育事務の大部分に及ぶ。

また、教育委員会は、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を定める権限を有している。

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に事務局が置かれ、教育長は事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督している。

教育委員会の構成

(平成30年7月1日現在)

職	名	E	E	彳	7	年齢	職業	就任年月日
教育	長	杉	﨑	正	美	60		28. 4. 1
委 (教育長職)	員 務代理者)	小	栗	成	男	54	会社役員	30. 3.24 (再任)
委 (教育長職)	員 務代理者)	野	田	敦	敬	60	大学教授	26.10.1 (再任)
委	員	船	津	静	代	56	大学准教授	27. 10. 1
委	員	梶	田		知	61	会社役員	28.10.8 (再任)
委	員	小	嶋	雅	代	49	大学准教授	28. 10. 8

イ 教育委員会の会議

教育委員会の意思は、教育委員会の会議において決定される。会議は、教育長が招集し、 教育長及び在任委員の過半数が出席して開かれ、その議事は出席委員の過半数で決し、可 否同数のときは教育長の決するところによる。

平成29年度は、教育長が会議を主宰し、定例会12回、臨時会1回の会議を開き、重要案件の審議を行った。

なお、教育委員会の権限に属するすべての事務を教育委員会の会議の審議を経て決定することは実際上不可能であり、合理的とは言えないため、重要な事項を除き、平常事務的な事項の決定は教育長等専決規則(昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号)の定めるところにより教育長が専決している。

平成29年度において教育委員会に提出された議案は次のとおりである。

教育委員会議案一覧表

内 容	件 数	内 容	件 数
事務局人事に関するもの	2 件	予算に関するもの	3 件
教職員人事に関するもの	1 件	表彰に関するもの	7 件
条例の改正等に関するもの	4 件	社会教育委員等の委嘱等に 関するもの	16 件
教育委員会規則に関するもの	18 件	教科書の採択に関するもの	2 件
		その他	35 件

3 総合教育会議(ナゴヤ子ども応援会議)

(1) ナゴヤ子ども応援会議

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策及び児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行うため、総合教育会議が設置されている。会議は市長と教育委員会によって構成され、市長が招集する。

平成29年度においては2回開催され、ナゴヤ子ども応援大綱の一部改正を行うとともに、 教育行政の重要課題等に関して市長と教育委員会で意見交換を行った。

(2)ナゴヤ子ども応援大綱

ア 大綱の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3に基づき、市長が定める本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、 平成27年5月24日に「ナゴヤ子ども応援大綱~日本で1番子どもを応援するマチ ナゴヤ~」が策定された。

大綱の策定及び改正にあたっては、総合教育会議(ナゴヤ子ども応援会議)において 市長と教育委員会が協議することとされており、平成29年7月14日に開催されたナゴヤ 子ども応援会議において大綱の一部改正に係る協議を行い、合意している。

イ 大綱の内容

- ・「教育」を「Education」へ!
- ・「なごやっ子」の育ちと針路を応援する仕組みを確立!
- ・歴史や文化を大切にする心を育み、世界にはばたく力を育成!
- 名古屋市教育振興基本計画の重点的取組事項を力強く推進!

4 条例規則等の制定改廃(平成29年4月1日~平成30年3月31日)

(1)条 例

条例番号	名	称	概	要
29年41	名古屋市図書館条例の 例 [平成29.7.18公布、同4		町の区域の設定に伴い	、規定を整理した。
29年53	名古屋市体育館条例の 例 [平成29.12.18公布、平	, - , - , - , - , , - , , - , , - , , - , , - , , - , , - , , - , , - , , - , , - ,	名古屋市体育館の競技 設すること等に伴い、 を改定した。	
30年12	名古屋市志段味古墳群 [平成30.3.28公布、平)		名古屋市志段味古墳群 るため、新たに条例を	

(2)教育委員会規則

規則番号	名	称	概	要
29年16	の一部を改正する規	ンター条例施行規則 則 平成30.4.1施行他]	中川生涯学習センター 理者に行わせること等 備した。	
30年1	名古屋市博物館条例 正する規則 [平成30.1.16公布、	施行規則の一部を改 同年4.1施行]	秀吉清正記念館の開館 変更した。	時間及び休館日を
30年2	教職員安全衛生管理 る規則 [平成30.3.26公布、	見規則の一部を改正す 同年4.1施行]	健康に異常がある教職 る措置の基準を変更す を整備した。	
30年3	名古屋市教育委員会 委任規則の一部を改 [平成30.3.29公布、		中川区長等に対する生 管理に関する事務の委任 規定を整備した。	
30年4	教育長等専決規則の [平成30.3.29公布、	一部を改正する規則 同年4.1施行]	中川区長等が行う教育 する事務の補助執行を い、規定を整理した。	
30年5	名古屋市教育委員会 改正する規則 [平成30.3.29公布、	等務局規則の一部を 同年4.1施行]	教育委員会事務局に参 推進)を設置する等の した。	
30年6	名古屋市学校事務も 改正する規則 [平成30.3.29公布、	マンター規則の一部を 同年4.1施行]	学校事務センターの係 した。	の分掌事務を変更
30年7	上汐田教育集会所处 [平成30.3.29公布、		上汐田教育集会所の事 行うこと等に伴い、名 ンター処務規則の全部 事項を定めた。	古屋市生涯学習セ
30年8	名古屋市教育センタ 改正する規則 [平成30.3.29公布、	' 一処務規則の一部を 同年4. 1施行]	教育センターに主幹(ス 及び主査(ネットワー るため、規定を整備し	ク整備)を設置す
30年9	名古屋市科学館処務 る規則 [平成30.3.29公布、	5規則の一部を改正す 同年4.1施行]	夜間事業の開催のため の割振り等を変更した。	
30年10		「教育委員会事務局職 等に関する規則の一 同年7.1施行]	学校教育部指導室に所 期付職員の勤務時間の	
30年11	名古屋市立高等学校 る規則 [平成30.3.29公布、	受則の一部を改正す 同年4.1施行]	北高等学校等の生徒定	 員を変更した。

規則番号	名称	概 要
30年12	名古屋市立特別支援学校学則の一部を改 正する規則 [平成30.3.29公布、同年4.1施行]	南養護学校等の生徒定員を変更した。
30年13	名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する 規則 [平成30.3.29公布、同年4.1施行]	神の倉幼稚園の園児定員等を変更する等のため、規定を整備した。
30年14	名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改 正する規則 [平成30.3.29公布、同年4.1施行]	奨学金の受給資格要件を変更した。
30年15	名古屋市博物館条例施行規則等の一部を 改正する規則 [平成30.3.29公布、同年4.1施行]	観覧料の納付及び観覧券の交付に関し、 例外的な取扱いができるよう規定を整備 した。
30年16	名古屋市学校施設開放に関する規則の一 部を改正する規則 [平成30.3.29公布、同年4.1施行]	大曽根中学校の運動場の開放月日を変更した。
30年17	名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行 規則 [平成30.3.29公布、平成31.4.1施行他]	名古屋市志段味古墳群歴史の里条例の施 行に関し必要な事項を定めた。

(3)市規則

規則番号	名	称	概	要
29年85	名古屋市私立高等学 業料補助に関する条 改正する規則 [平成29.9.8公布・旅		失業等、収入の著しい 等学校を退学し、又は する授業料補助の特例 規定を整備した。	は除籍された者に対
30年50	名古屋市私立高等学 業料補助に関する条 改正する規則 [平成30.3.30公布・	例施行細則の一部を	地方税法の一部改正は 校の授業料補助の要付 算定について、規定を	牛となる所得割額の

5 附属機関その他の機関

(1) 名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会

名古屋市指定管理者選定委員会条例(平成28年名古屋市条例第16号)に基づき、指定管理者に管理を行わせる公の施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。

平成29年度は13回実施し、名古屋市中川プール、名古屋市守山プール、名古屋市山田プール、名古屋市瑞穂運動場・瑞穂公園、名古屋市枇杷島スポーツセンター、名古屋市中村スポーツセンター、名古屋市中スポーツセンター、名古屋市昭和スポーツセンター、名古屋市緑スポーツセンター、名古屋市名東スポーツセンター、名古屋市志段味スポーツランド、名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター、名古屋市鳴海プール、名古屋市香流橋プール、名古屋市山田西プール、名古屋市南陽プール、名古屋市富田北プール、中村生涯学習センター、熱田生涯学習センター、中川生涯学習センター、港生涯学習センター、南生涯学習センター、森生涯学習センター、有生涯学習センター、オ性会館の指定管理者の選定を行った。

委 員

(平成30年7月1日現在)

役 職	氏	名
弁護士	上 田	敏 喜
名古屋学院大学現代社会学部 学部長	井澤	知 旦
美濃加茂市民ミュージアム 館長	可児	光生
岡崎ビジネスサポートセンターOKa-Biz 副センター長	髙嶋	舞
公認会計士、税理士	二村	友佳子

(2) 名古屋市産業教育審議会

産業教育振興法(昭和26年法律第228号)第11条、名古屋市産業教育審議会委員定数条例(昭和27年名古屋市条例第4号)及び名古屋市産業教育審議会規則(昭和27年名古屋市教育委員会規則第3号)に基づき、昭和27年7月に発足し、教育委員会の諮問に応じて、産業教育に関して調査審議し、教育委員会に対して答申又は建議を行っている。

(3) 名古屋市いじめ対策検討会議

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項及び第28条第1項並びに名古屋市いじめ対策検討会議条例(平成27年名古屋市条例第38号)に基づき、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策や重大事態に係る事実関係などに関して調査審議し、その結果を教育委員会に答申している。

平成29年度は、3回開催し、主にいじめが要因として疑われる事案について調査審議した。

委 員 (平成30年7月1日現在)

所 属 ・ 役 職 等	氏 名
犬飼法律事務所 所長	犬 飼 敦 雄
元 名古屋市立中学校長	小 竹 佑 一
名古屋市立大学大学院 医学研究科 助教	鈴 木 真佐子
元 岡崎市役所福祉保健部長	髙 島 徹
名古屋市立大学大学院 人間文化研究科 教授	坪 井 裕 子
名古屋市立大学大学院 医学研究科 講師	山 田 敦 朗

(4) 名古屋市社会教育委員協議会

社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条及び名古屋市社会教育委員条例(昭和24年名古屋市条例第58号)に基づき、教育委員会が委嘱した10人の社会教育委員によって構成される協議会である。名古屋市社会教育委員協議会規則(昭和24年名古屋市教育委員会規則第6号)に基づき、会議を開催し、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べている。任期は2年で、平成30年2月1日に第35期社会教育委員を委嘱した。

平成29年度は、5回開催し、補助金交付などについて審議した。

委 員

	種	別		役職	F	į	4	À
学関	校	教 係	育者	名古屋市立川名中学校長	牛	田	宏	昭
社関	会	教 係	育者	名古屋市立小中学校PTA協議会会長 名古屋市地域女性団体連絡協議会会長 日本ボーイスカウト愛知連盟理事	清加瀧	水藤	敬玲克	介子己
	上に	教 育 : 資 す : 行 う		臨床心理士	井	上	朋	子
				名城大学大学院教授	伊	藤	康	児
				椙山女学園大学教授	小	倉	祥	子
学	識	経 験	者	名古屋市立大学大学院教授	原	田	信	之
				弁護士	上	田	敏	喜
				公募委員	岩	間	祐	実

(5) 名古屋市文化財調査委員会

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例(昭和47年名古屋市条例第4号)に基づき、 教育委員会の諮問に応じて市指定文化財の指定などに関して意見を述べるとともに、文化財 の保存、活用に関する専門的事項を調査審議している。

平成29年度は、2回開催し、文化財保護行政上の課題などについて審議・報告した。

委 員

所属・職名	氏	名	担 当 部 会
名古屋造形大学教授	池田	洋 子	美術工芸
元名古屋市博物館副館長	井 上	光夫	考古埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物
東海学院大学教授	岡本	真理子	建造物・町並み
名古屋工業大学名誉教授	河 田	克博	建造物・町並み
中京大学非常勤講師	鬼頭	秀明	無形文化財・民俗文化財
爱 知 県 立 芸 術 大 学 名 誉 教 授	熊 田	由美子	美術工芸
南山大学教授	黒 沢	浩	考古埋蔵文化財・史跡名勝天然記念物
日本福祉大学教授	髙 部	淑 子	文書典籍
中 部 大 学 教 授	永 田	典 子	無形文化財・民俗文化財
名古屋大学大学院教授	西澤	泰彦	建造物・町並み
名古屋大学博物館准教授	西田	佐知子	史跡名勝天然記念物
愛知県立大学非常勤講師	服 部	直 子	文書典籍
愛知県立旭丘高等学校教諭	服 部	誠	無形文化財・民俗文化財
岐 阜 聖 徳 学 園 大 学 名 誉 教 授	安 田	徳子	文書典籍
名古屋大学大学院教授	山本	直人	考古埋蔵文化財・史跡名勝天然記念物
四日市市立博物館館長	吉 田	俊英	美術工芸

(6) 名古屋市スポーツ推進審議会

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条及び名古屋市スポーツ推進審議会条例(昭和57年名古屋市条例第16号)に基づき、教育委員会が任命した15人以内によって構成される審議会である。

平成29年度は、4回開催し、名古屋市スポーツ推進計画に基づく事業の実施状況、第2期 名古屋市スポーツ推進計画の策定、名古屋市スポーツ功労者顕彰などについて審議した。

委 員

(平成30年7月1日現在)

役 職		氏	名	
名古屋市女性レクリエーションバレーボール連絡協議会副会長	渡	辺	佐矢	孑
中日ドラゴンズ管理本部野球事業振興部部長	Ξ	木	安	司
名古屋市教育スポーツ協会理事(名古屋市体育協会副会長)	後	藤	泰	之
あいち健康の森健康科学総合センター健康開発部長	村	本	あき	子
三重大学教授	鶴	原	清	志
アテネ五輪日本代表 (陸上競技)	中	田	有	紀
名古屋市会教育子ども委員会委員長	うた)7 \	春	美
公募委員	古	原	宏	幸
日本福祉大学教授	吉	田	文	久
北京五輪日本代表 (シンクロナイズドスイミング)	松	村	亜۶	き子
(㈱名古屋グランパスエイト 事業統括兼マーケティング部長兼育成管理部長	清	水	克	洋
名古屋大学総合保健体育科学センター准教授	田	中	憲	子
名古屋市スポーツ推進委員連絡協議会評議員	=	谷	多恵	[子
名古屋市障害者団体連絡会会長	橋	井	正	喜

(7) 名古屋市図書館協議会

図書館法(昭和25年法律第118号)第14条及び名古屋市図書館協議会条例(昭和44年名古屋市条例第7号)に基づき、鶴舞中央図書館に置かれ、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館奉仕について館長に対して意見を述べることができる。

平成29年度は、4回開催し、主に次のような事項について審議した。

- ア 図書館のあり方について
- イ 本市図書館における指定管理者制度実施に関する考え方について
- ウ 「なごやアクティブ・ライブラリー構想」の策定・公表について

委 員

(平成30年7月1日現在)

種 別	役職	氏 名
学 校 教 育 関 係 者	名古屋市立東桜小学校長	新井宏法
社会教育関係者	コミュニケーションアドバイザー 名古屋市地域女性団体連絡協議会書記	千 田 伸 子 橋 本 りゑ子
家庭教育の向上に資する活動を行う者	名古屋市立小中学校PTA協議会理事	小 塚 清 子
学識経験者	愛知県弁護士会図書委員会委員 公募委員 同朋大学社会福祉学部講師 椙山女学園大学教授 名古屋市立大学大学院人間文化研究科准教授 中日新聞社編集局資料部長	青小木福三山

(8) 名古屋市博物館協議会

博物館法(昭和26年法律第285号)第20条及び名古屋市博物館条例(昭和52年名古屋市条例第8号)に基づき、博物館に置かれ、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関である。

平成29年度は、2回開催し、次のような事項について審議した。

- ア 平成28年度事業報告・決算について
- イ 平成29年度事業中間報告について
- ウ 平成30年度事業計画、予算(案)について

委 員

	種	別		役職	氏 名
学関	校 (教系	育者	名古屋市立星ケ丘小学校長 学校法人菊武学園理事長	上 田 資 子高 木 弘 恵
社関	会 使	教系	育者	名古屋市地域女性団体連絡協議会理事 徳川美術館長 熱田神宮宝物館長	青山淑子徳川義崇大原和生
'		の向上		名古屋市立小中学校 P T A 協議会理事 公募委員	友 松 知 美 庄 司 かよみ
学	識 糸	圣 験	者	日本放送協会名古屋放送局長 中日新聞社名古屋本社事業局長	中野谷 公 一 加 藤 宏 幸

種 別	役職	E	E	名
	名古屋造形大学教授	池	田	洋 子
	名古屋商工会議所文化・観光委員会副委員長	滝		茂夫
	愛知県立大学教授	丸	Щ	裕美子
	東朋テクノロジー株式会社取締役社長	富	田	英 之
	名古屋市博物館資料委員(名古屋大学大学院人	羽	賀	祥 二
	文学研究科名誉教授)			

(9) 名古屋市美術館協議会

博物館法第20条及び名古屋市美術館条例(昭和63年名古屋市条例第7号)に基づき、美術館に置かれ、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関である。

平成29年度は、2回開催し、次のような事項について審議した。

- ア 平成28年度事業実施結果について
- イ 平成29年度事業実施状況について
- ウ 平成30年度事業計画案及び予算案について

委 員

	種	別		役 職	E	E	名	<u></u>
学関	校 存	教	育者	名古屋市立笹島中学校長 愛知県私学協会文化部長 愛知県立旭丘高等学校長	伊 佐 ^人 杉	藤木山	久 泰 賢	仁 裕 純
社関	会	教系	育者	公益財団法人名古屋市文化振興事業団専務理事 兼事務局長 名古屋市立大学大学院人間文化研究科准教授	柵	木	さお	
				名古屋市地域女性団体連絡協議会会計	田	澤		子
家屋	医教育	育関係	者	名古屋市立小中学校PTA協議会理事 公募委員	石國	原井	加秀	条子 猛
学	識系	圣験	者	愛知県立芸術大学教授 名古屋商工会議所文化・観光委員会副委員長 愛知県美術館長 名古屋造形大学准教授 名古屋芸術大学教授 株式会社 J T B 常務執行役員	小滝南濱髙松	西田橋本	信茂雄樹綾	之夫介里子博

(10) 名古屋市科学館協議会

博物館法第20条及び名古屋市科学館条例(昭和37年名古屋市条例第27号)に基づき、科学館に置かれ、科学館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。 平成29年度は、2回開催し、次のような事項について審議した。

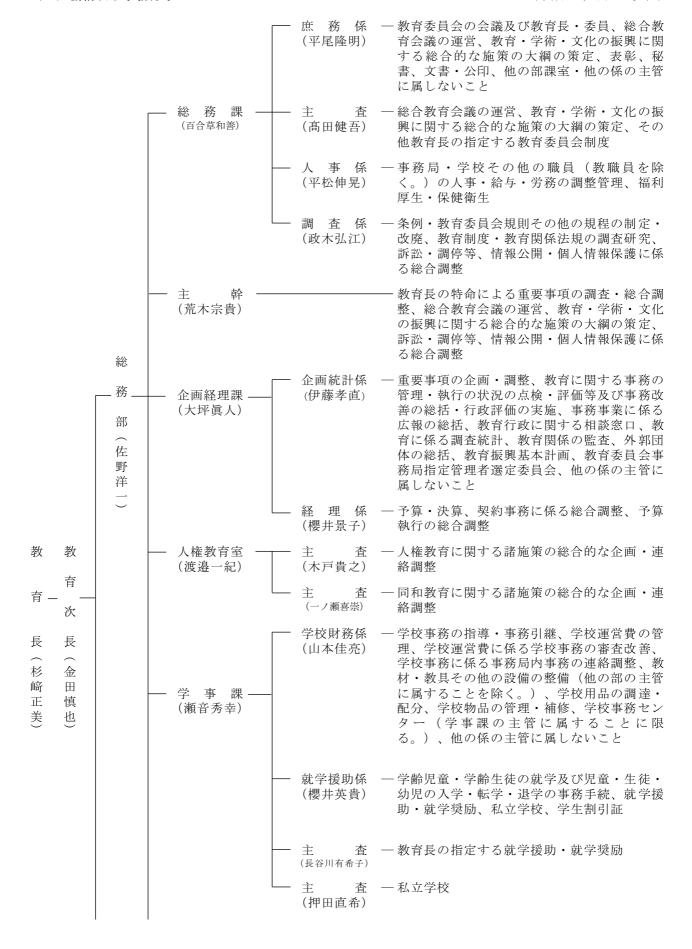
- ア 平成28年度事業報告について
- イ 平成28年度決算見込について
- ウ 平成30年度事業計画案について

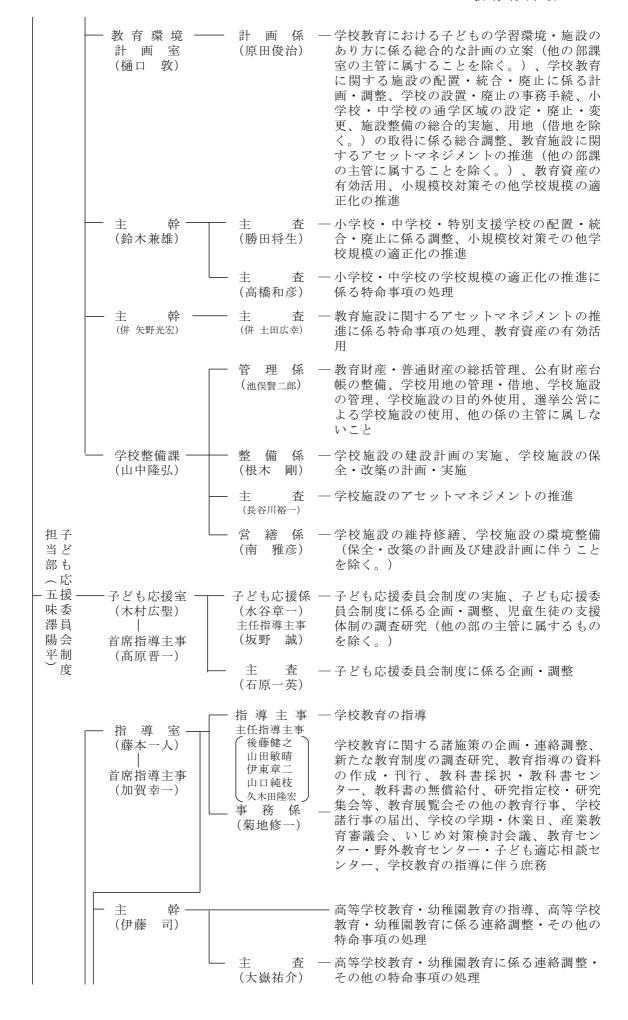
委 員

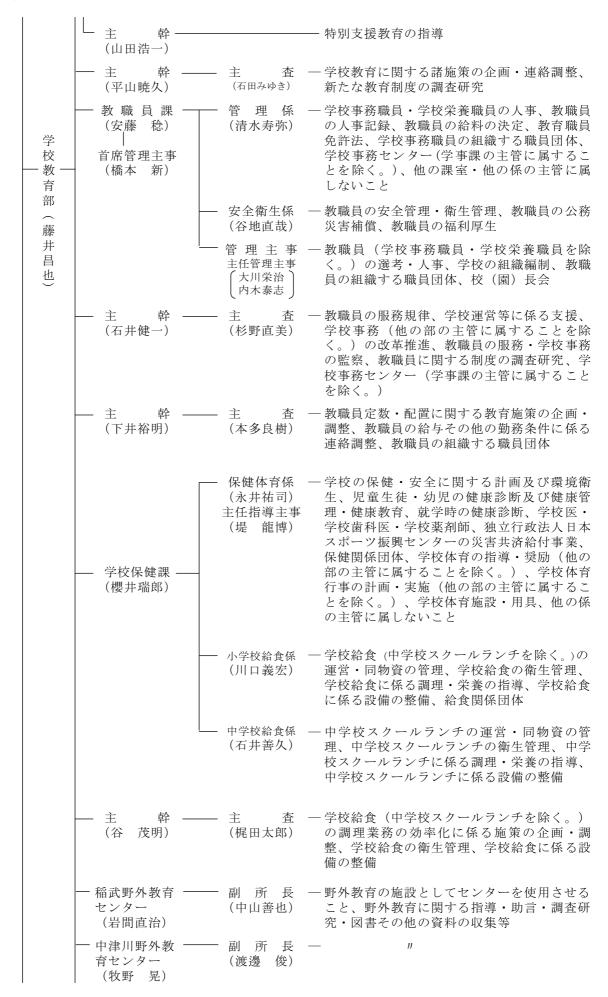
種 別	役職	氏 名
学 校 教 育 関 係 者	名古屋市立砂田橋小学校長 愛知県立千種聾学校長 愛知県私学協会副会長	寺 﨑 由希子 大 塚 とよみ 長谷川 信 孝
社会教育関係者	名古屋市地域女性団体連絡協議会理事	青 山 淑 子
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	名古屋市立小中学校 P T A 協議会理事 公募委員	中 山 のり子 伊 藤 洋 介
学識経験者	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授 国立病院機構名古屋医療センター院長 名古屋大学大学院生命農学研究科教授 日本放送協会名古屋放送局長 公益財団法人中部科学技術センター専務理事 名古屋商工会議所副会頭 中日新聞社名古屋本社事業局長	横 直 東 中野 﨑 藤 藤 安 一 三 康 幸

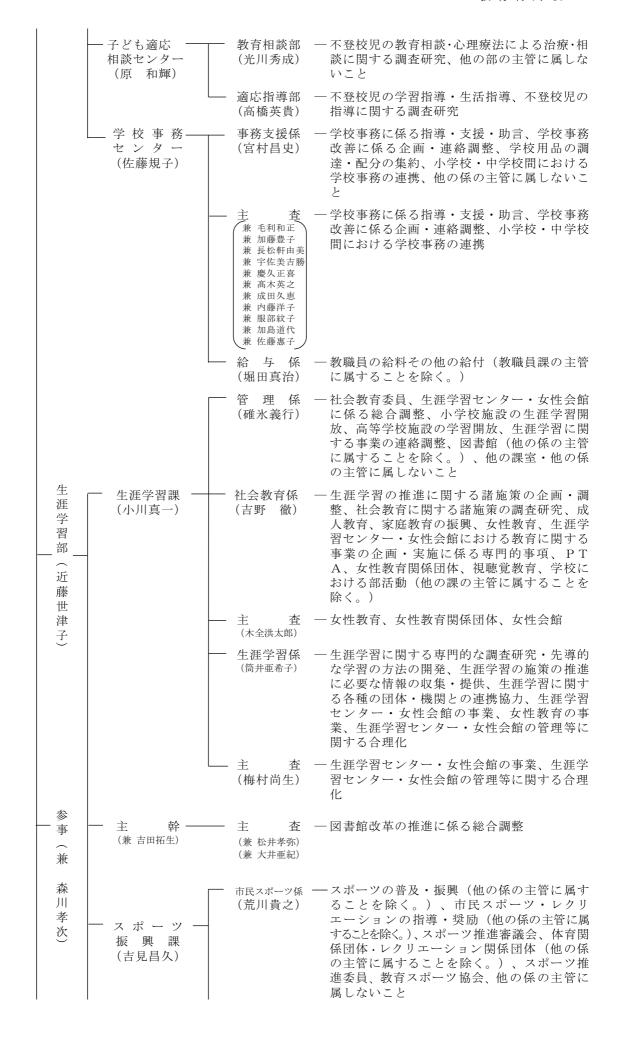
6 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関等

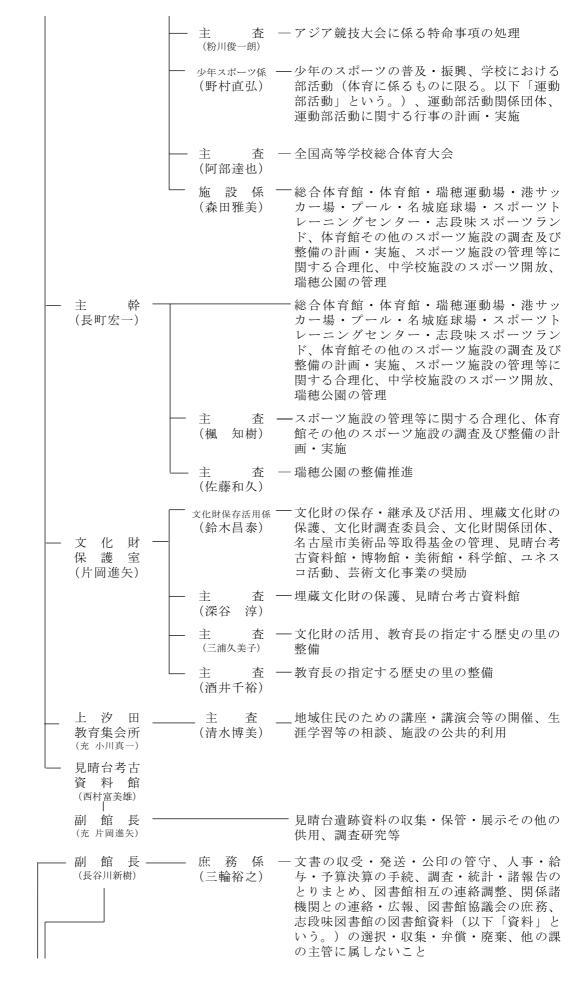
(1)機構及び事務分掌

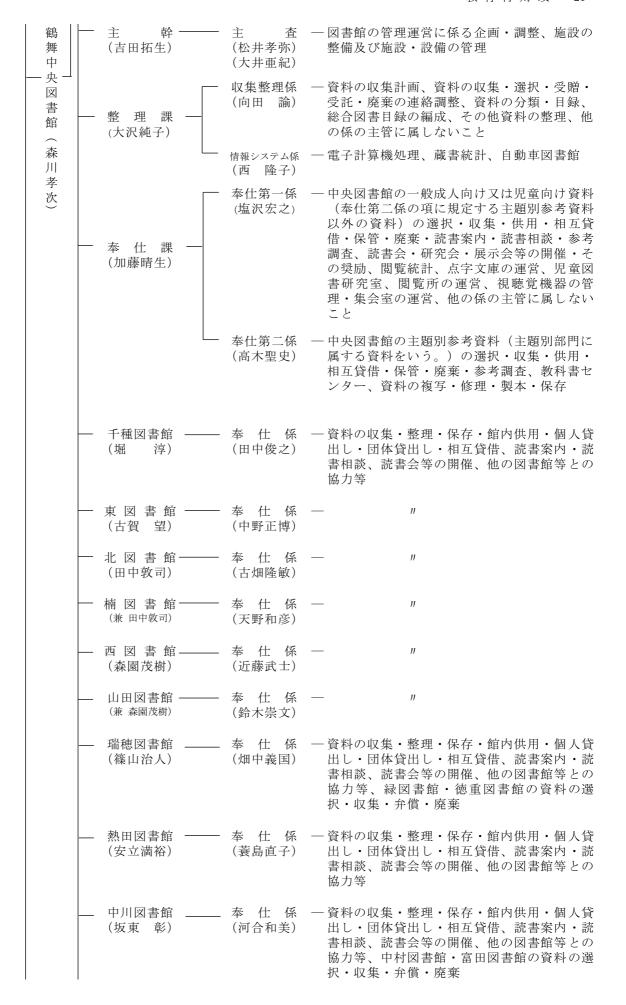


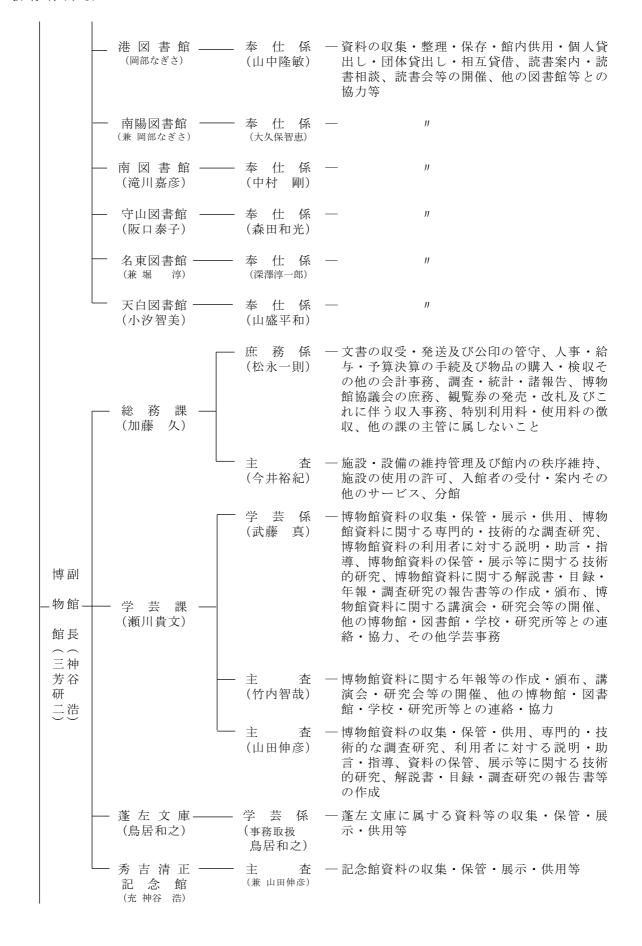


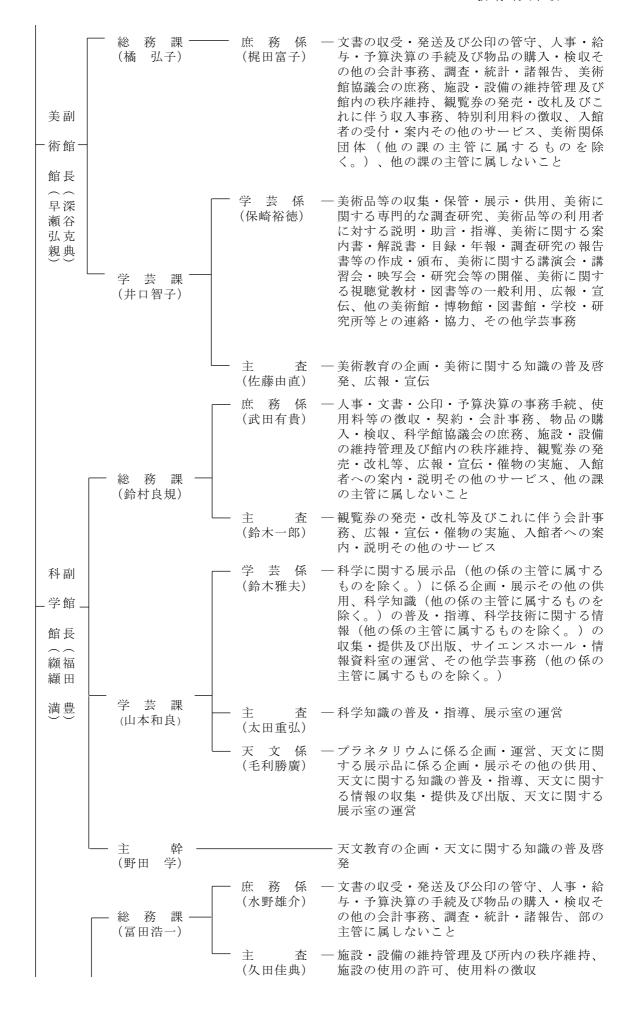


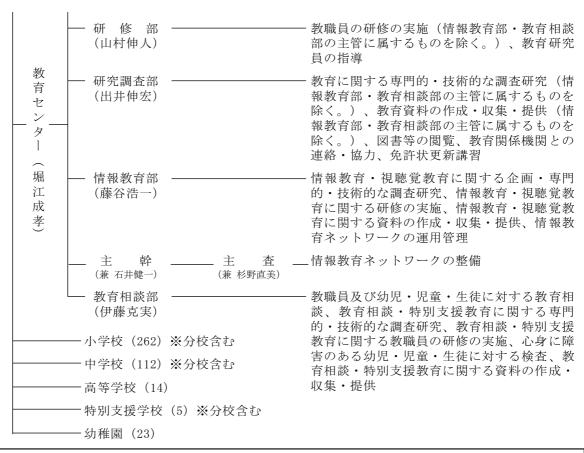












〈総務課経理係長〉

坂本 純一 侍園 純平

公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会へ派遣

局付理事

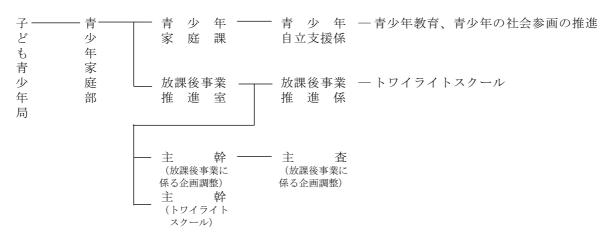
局付主查 〈総務課庶務係長〉

〈事務局長〉 嶌村 麻美子 局付主幹

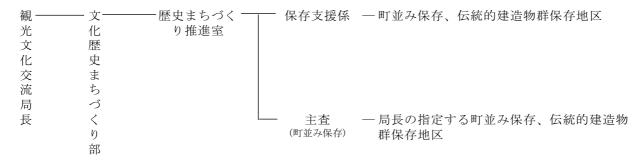
福井 松夫

〈総務課長〉 〈学校開放課長〉 井戸 千鶴 〈学校給食課長〉 加藤 行孝

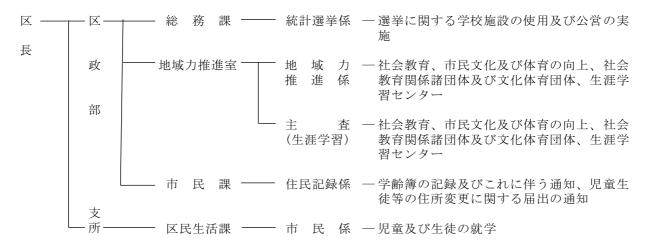
(2)子ども青少年局における教育関係事務



(3)観光文化交流局における教育関係事務



(4)区役所(16区)における教育関係事務



	合	指	社	事	務職員	1		技術	職員	
職種別		導	会教	主	司	学	技	保	管	業
		主	育	事		芸	師	健	理栄	務
組織機構		<u></u>	主	·			. ,		養	
	計	事	事	等	書	員	等	師	士	士
総計	731	210	23	345	86	43	12	2	5	5
小計(事務局)	429	167	21	219	_	8	6	2	5	1
総務部	105	1	2	100	_		1	_		1
総務課	27			27					_	
企 画 経 理 課	18			18	_				_	_
人 権 教 育 室	3		2	1		—	—		—	
学事課	23			22			—			1
教育環境計画室	10	1		9						
学校整備課	24			23			1			
子ども応援委員会制度担当部	118	112		6	_				_	
子 ど も 応 援 室	118	112		6						
学 校 教 育 部	119	53		58			1	2	5	
指	46	31		15						
教 職 員 課	44	17		25			_	2		
学校保健課	29	5		18		_	1		5	
生 涯 学 習 部	87	1	19	55		8	4			
生 涯 学 習 課	39	_	18	21		_	_		_	
スポーツ振興課	30	1	1	26	_	_	2	_		_
文 化 財 保 護 室	18	_	_	8	_	8	2	_		_
小計 (公所)	302	43	2	126	86	35	6	_	_	4
稲武野外教育センター	5	1	_	2	_	_	_	_		2
中津川野外教育センター	4	1		2		_				1
子ども適応相談センター	11	8	_	3	_	_	_	_	_	_
学校事務センター	13	_		13		_				
上汐田教育集会所	1	_	_	1	_	_	_	_	_	_
見晴台考古資料館	2	_	_	1	_	1	_	_	_	_

鶴	舞中	央	図書	館	57		_	17	39	_	_	_	_	1
千	種	図	書	館	5	_		2	3	_				_
東	図		書	館	5	_		2	3					
北	図		書	館	5	_		2	3					
楠	図		書	館	4	_		1	3					_
西	図		書	館	5	_	_	2	3	_			_	_
山	田	図	書	館	4	_		1	3	_		_	_	_
瑞	穂	図	書	館	6			2	4		_	_	_	_
熱	田	図	書	館	5	_	_	2	3	_	_	_	_	_
中	Ш	図	書	館	6	_		2	4		_	_	_	_
港	図		書	館	5	_	_	2	3	_	_	_	_	_
南	陽	図	書	館	4			1	3		_	_	_	
南	図		書	館	5	_	_	2	3	_	_	_	_	
守	Щ	図	書	館	5	_	_	2	3	_	_	_	_	
名	東	図	書	館	4	_		1	3	_		_	_	
天	白	図	書	館	5		_	2	3			_		
博		物		館	31			15		14	2			
蓬	左		文	庫	3	_		2		1				
秀	吉 清	正	記念	館	2	_		1		1			_	
美		術		館	17			10		6	1			
科		学		館	33		2	17	_	12	2	_	_	_
教	育も		ンタ	_	50	33		16	_		1			

(注) 1 教育長を除く。

2 事務職員の役職者は主事等に、技術職員の役職者は技師等に含む。

7 教育委員会所管施設一覧

				11 NF N/ 33 > > > / 1/ A-5 A 2 .)	
	幼稚園	23		生涯学習センター(分館含む)	17
学	小学校 (分校含む)	262		女性会館	1
校	中学校 (分校含む)	112		総合体育館	1
教	高等学校	14		体育館	14
育	特別支援学校(分校含む)	5		名城庭球場	1
施	野外教育センター(分館含む	3	1.1	プール	13
設	子ども適応相談センター	1	社	スポーツランド	1
	小計	420	会	スポーツトレーニングセンター	2
	学校事務センター	1	教	瑞穂運動場	1
7.	教育センター (分館含む)	2	育施	港サッカー場	1
その	学校体育センター	3	他設	図書館 (分館含む)	21
(J)	小計	6)取	博物館 (分館含む)	3
他				見晴台考古資料館	1
<i>(</i>)				美術館	1
施				科学館	1
設					
				小計	79
				合計	505

8 広報広聴調査活動

(1) 広 報

教育委員会の重点施策や事業は、市の広報紙「広報なごや」あるいはテレビ・ラジオ等を通 して幅広く市民に知らせるとともに、市政記者クラブを通じて報道機関へ関係資料を提供し た。また、平成28年度中における市の教育事業等を集録した「教育要覧 平成29年版」を作 成した。

(2)広聴

市民の教育に対する「声」を行政に反映させることを目的として次の広聴活動を実施した。

ア 個 別 広 聴(市民の声)

市民からの教育に関する提案・意見・要望、苦情、相談・問合せは、市民経済局広聴課および区役所地域力推進室を通じて「市民の声」として寄せられた。平成29年度の総数は643件で、その主な内訳は次のとおりである。

声の種類	件数	声の種類	件数
1 学 校 教 育	224	2 生 涯 学 習	321
(1) 入学・転校	4	(1) 成人教育	4
(2) 通学区域	6	(2) 社会教育施設	45
(3) 学校施設	22	(3) 博物館施設	16
(4) 教職員	15	⑷ 文化財保護	2
(5) 教育指導·教育相認	130	(5) スポーツ・レクリエーション	254
(6) 就学支援	41		
(7) 学校給食	6	3 その他	98

イ 集 会 広 聴

(ア) 団体広聴

団体から寄せられる市政への要望や意見のうち、内容が複数局に係わるものについて、団体広聴として市民経済局広聴課が窓口になり、文書回答をし、関係局との話し合いの場を設け、団体とのコミュニケーションに努めている。

平成29年度は、19団体の要望等が団体広聴として処理されたが、そのうち教育に関する要望等が含まれていたのは、13団体であった。

(イ) 地域懇談会

区長をはじめ区内公所(署)長と関係局職員が地域区民の意見、提案など直接聴き、これを行政に反映するとともに、市区政についての広報を図り、区民の理解を深めることによって住みよいまちづくりを進めていくことを目的として、地域懇談会を各区で開催している。

平成29年度は、39回開催され、「教育」に関しての事項は69件であった。

(3)調査統計

平成29年度に実施した調査統計は次のとおり12件で、このうち文部科学省主管によるものが3件、県教育委員会主管によるものが3件、市教育委員会が独自に実施したものが6件であった。

<平成29年度実施の調査統計一覧>

調査件名	調査実施月	対象と方法	調査事項	主管
学校基本調査	29年5月			文 部 科学省
(学校調査		市立学校(悉皆)	学校、在学者、学級数等	
卒業後の状況調査		中・高 (悉皆)	卒業者数、進学者数等	
不就学学齢児童生徒調査		市教委・ 区役所(悉皆)	理由別不就学者数	
学校保健統計調査	29年4月	市立学校(標本)	発育・健康状態	"
地方教育費調査	29年6月	市立学校 ・市教委(悉皆)	学校教育費、社会教育費 及び教育行政費の使途 別、財源別支出状況等	"
中学校卒業者の進学状 況調査	29年5月	中学校(悉皆)	高等学校進学者等	県教委
高等学校入学状況調査	29年5月	高等学校(悉皆)	志願者・入学者数	"
中学校卒業見込者の進 路希望状況調査	29年9月 12月	中学校(悉皆)	高等学校への進学希望 者数	"
幼児児童生徒数、学級 数、教職員数調査	29年4月	市立学校(悉皆)	在学者数、学級数、教職員数	市教委
小学校卒業者の進学状 況調査	29年4月	小学校(悉皆)	設置者別中学校入学状 況	"
高等学校卒業者の進路状 況調査	29年4月	高等学校 (悉皆)	進学者、就職者数等	"
学校保健調査	29年4月	市立学校(悉皆)	発育状況、健康状態	"
幼児人口実態調査	29年4月	区役所 (悉皆)	学区別幼児(0~5歳)数	"
義務教育人口の推計	29年5月	市教委、 小·中学校(悉皆)	学校別児童生徒数、学級数	"

9 企画調整事務

企画調整事務は、教育委員会内の重要事項の企画調整並びに他の局等に関わり合いをもつ事務 事業についての連絡調整である。各種計画の教育委員会における対応をはじめ、教育委員会内の 全般の事務事業について総合的・有機的な執行のための潤滑油的な役割を担っている。

(1)教育委員会内の重要事項の総合調整

教育委員会の重要事業計画及び教育委員会内重要事項の事前・事後調整

(2) 複数の局室区にわたる重要事項の連絡調整

複数の局室区にわたる会議の重要事項に関する議案の事前調整、その決定事項の事後調整、 進行管理

(3) 教育長・教育次長の特命による事務事業

教育委員会内各課間における分掌事項の間隙部分に対する対応措置の立案

(4) 規程に基づく事務

- ア 計画主任の事務(計画主任設置規程)
- イ 広報幹事の事務(名古屋市広報広聴事務取扱規程)など

〇 本市の計画

計画の名称	教育委員会関係部分	備考
名古屋市基本構想	IV-3 市民の教育と文化	昭和52年12月20日 市議会で議決
名古屋市総合計画2018	施策 7,8,9,10,12,13,15,16, 18,33,34,35,38,43,44の該当 部分	平成26年10月1日 市議会で議決 (~平成30年度まで)

10 争 訟 事 務

- (1) 教職員に係る訴訟事件
- ア 懲戒免職処分取消等請求事件(平成26年(行ウ)第135号)(第1事件) 不当利得返還請求事件(平成29年(ワ)第141号)(第2事件)
 - 第1事件原告・第2事件被告 元中学校事務職員
 - 第1事件被告・第2事件原告 名古屋市

中学校の元学校事務職員が、公金を横領したとの処分理由により懲戒免職処分を受けたが、 当該懲戒免職処分は違法であるとして、懲戒免職処分の取消し等を請求して、平成26年12月 10日名古屋地方裁判所に提訴した。(第1事件)

中学校の元学校事務職員が横領した公金約39万円が返還されないため、本市がその返還を 請求して、平成29年1月17日名古屋地方裁判所に提訴した。(第2事件)

上記2事件は、平成29年3月27日に併合審理となり、現在係属中である。

イ 損害賠償請求事件(平成26年(ワ)第4342号等)

原告 中学校教諭

被告 中学校教頭

補助参加人 名古屋市

中学校の教諭である原告が、勤務校の教頭から暴行を受けたとして、慰謝料等約361万円の支払いを請求して、平成26年8月21日名古屋簡易裁判所に提訴し、同年10月7日名古屋地方裁判所へ移送され、平成28年3月8日名古屋市の補助参加が決定したものであり、同年12月26日に請求棄却の判決があった。原告はこれを不服として平成29年1月6日名古屋高等裁判所に控訴した(平成29年(ネ)第101号)が、平成29年6月15日訴えを取り下げた。

ウ 国家賠償請求事件(平成28年(ワ)第4783号)

原告 登録職員団体

被告 名古屋市

本市の登録職員団体である原告が、教育委員会との定期交渉前の予備交渉において違法・ 不当な介入を受けたとして、慰謝料10万円の支払いを請求して、平成28年10月21日名古屋地 方裁判所に提訴したものであり、平成29年6月15日に請求棄却の判決があった。

(2) その他の訴訟事件

ア 損害賠償請求事件(平成28年(ワ)第2543号)(第1事件)

求償金請求事件(平成28年(ワ)第4013号)(第2事件)

第1事件原告 事故車両の運転者及び事故車両の所有者

第2事件原告 保険会社

第1事件 · 第2事件被告 名古屋市

平成26年10月に、本市職員の運転する公用車が進路変更をしようとした際、後方から走行してきた軽自動車に接触し、運転者を負傷させ、当該軽自動車を損傷させたとして、運転者及び当該軽自動車の所有者が、約148万円の支払いを請求して、平成28年6月10日名古屋地方裁判所に提訴した。(第1事件)

この事故について、保険会社が、保険契約に基づき当該軽自動車の所有者に保険金を支払ったとして、約43万円の支払いを請求して、平成28年9月5日名古屋地方裁判所に提訴した。 (第2事件)

上記2事件は平成28年9月28日に併合審理となり、平成29年5月31日に訴訟上の和解が成立した。

イ 損害賠償請求事件 (平成28年 (ワ) 第3780号)

原告 小学校の児童

被告 名古屋市ほか2名

小学生である原告が、小学校の教室内で、加害児童の振り上げたはさみが当たり、左眼眼球破裂等の傷害を負ったところ、担任教師は本件事故発生時、はさみを持った加害児童への指導や配慮を怠っていたとして、約4,300万円の支払いを請求して平成28年8月23日名古屋地方裁判所に提訴したものであり、現在係属中である。

ウ 損害賠償請求事件(平成28年(ワ)第4612号)

原告 元中学校の生徒の保護者

被告 名古屋市

平成25年4月に、当時中学生の保護者であった原告が、授業参観後、運動場に設けられた 臨時駐輪場に自転車を取りに行く途中に、知人と立ち話をしていたところ、運動場で部活動 をしていた野球部のボールが左側後頭部に当たり後遺障害を負ったとして、慰謝料等約389 万円の支払いを請求して平成28年10月12日名古屋地方裁判所に提訴したものであり、現在係 属中である。

エ 損害賠償請求事件(平成29年(ワ)第4322号)

原告 元学校用務業務員

被告 名古屋市

学校用務業務員を途中退職した原告が、退職した年に係る給与所得の源泉徴収票について、 名古屋市が交付を遅滞したために、所得税等の確定申告書に添付できず、税務署に修正申告 に行かざるを得ないとして、慰謝料等約5万円の支払いを請求して、平成29年4月10日名古 屋簡易裁判所に提訴したものである。同年8月16日に名古屋地方裁判所へ移送され、現在係 属中である。

オ 損害賠償請求事件(平成29年(ワ)第2203号)

原告 元中学校の生徒ほか4名

被告 名古屋市

平成26年7月に、当時中学生であった原告が、水泳の授業中、担任教師の指導のもと、学習指導要領の内容に反して、プールへの飛び込みを行ったところ、プールの底に頭を打ちつけ、後遺障害を負ったとして、約3億4,109万円の支払いを請求して、平成29年5月19日に名古屋地方裁判所に提訴したものであり、現在係属中である。

第2章 教育財政

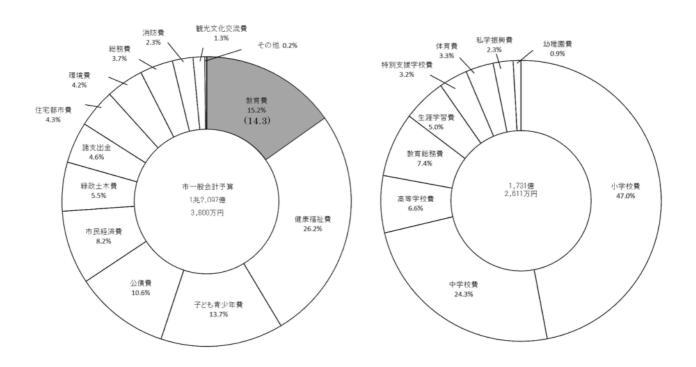
1 平成30年度教育関係予算の概要

(1) 平成30年度当初予算

教育委員会所管予算額は、1,731億2,611万円で、一般会計の総額1兆2,097億3,800万円のうち14.3%を占めている。

一般会計予算内訳(単位%)

教育委員会所管予算科目別内訳(単位%)



教育費()は、教育委員会所管分

当初予算の科目別内訳

<u> </u>	, , ,	T */	17 11	// / /	3 H/ C			
	科		目		30年度 予算額	29年度 予算額	増△減	主な内容
					千円	千円	千円	
教	育	総	務	費	12, 774, 116	10, 988, 085	1, 786, 031	
教	育	委」	員 会	費	9, 239	9, 329	△90	委員会の運営費
事	矛	务	局	費	4, 630, 414	4, 383, 007	247, 407	教職員の人事管理費、職員の人件
								費始め事務局運営費
教	育	指	導	費	2, 817, 743	2, 648, 337	169, 406	学校教育の指導・支援費及び子ども
								適応相談センターの運営費

科目	30年度	29年度 予算額	増△減	主 な 内 容
学校保健体育費	千円 1,183,622	千円 1,150,441	千円 33, 181	学校医等の報酬、学校保健衛生対 策費及び学校体育振興費
教育奨励費	1, 901, 622	1, 859, 405	42, 217	要・準要保護児童生徒及び定時制 高校生の就学奨励事業費
教育センター費	1, 938, 636	633, 734	1, 304, 902	教育センターの運営費
野 外 教 育 センター費	292, 840	303, 832	△10, 992	稲武・中津川野外教育センター、 野外学習センターの運営費
小 学 校 費	81, 350, 151	76, 631, 425	4, 718, 726	
学校管理費	75, 303, 907	75, 012, 193	291, 714	小学校262校の運営費
学校整備費	6, 046, 244	1, 619, 232	4, 427, 012	校舎等の保全改修・設備改修の工事費、公害対策関係校における空調設備の工事費
中学校費	41, 988, 628	39, 112, 660	2, 875, 968	
学校管理費	39, 264, 764	38, 470, 178	794, 586	中学校112校の運営費
学校整備費	2, 723, 864	642, 482	2, 081, 382	校舎等の保全改修・設備改修の工 事費、公害対策関係校における空 調設備の工事費
高 等 学 校 費	11, 465, 416	11, 098, 917	366, 499	
学校管理費	11, 465, 416	11, 098, 917	366, 499	全日制13校、定時制2校の運営費
幼 稚 園 費	1, 645, 440	1, 827, 863	△182, 423	
幼稚園費	1, 645, 440	1, 827, 863	△182, 423	幼稚園23園の運営費
特別支援学校費	5, 511, 788	5, 318, 317	193, 471	
学校管理費	5, 511, 788	5, 318, 317	193, 471	特別支援学校 5 校の運営費
私 学 振 興 費	4, 056, 402	3, 898, 682	157, 720	
私学振興費	4, 056, 402	3, 898, 682	157, 720	私立高校生、私立幼稚園児の授業 料補助など各種助成
生 涯 学 習 費	8, 672, 093	8, 293, 756		
生涯学習推進費	3, 715, 576	3, 771, 914	△56, 338	生涯学習の推進、学校開放事業の 実施、部活動の振興、成人・女性 教育の振興、文化財の保護及び職 員の人件費

科目	30年度 予算額	29年度 予算額	増△減	主 な 内 容
生涯学習施設費	千円 658, 254	千円 620, 169	千円 38, 085	生涯学習センター (16館)、女性会館、見晴台考古資料館等生涯学習施設の運営費
図書館費	1, 252, 749	1, 196, 213	56, 536	図書館(21館)の運営費
博物館費	389, 351	430, 283	△40, 932	博物館の運営費
科学館費	664, 306	683, 188	△18, 882	科学館の運営費
美術館費	291, 560	250, 005	41, 555	美術館の運営費
生 涯 学 習 施 設 整 備 費	1, 700, 297	1, 434, 766	265, 531	歴史の里の整備
体 育 費	5, 662, 078	5, 447, 338	214, 740	
体育振興費	2, 520, 986	2, 672, 580	△151, 594	市民スポーツの振興費及び総合体育館、スポーツセンター(13館)、市営プール(13か所)、瑞穂運動場、志段味スポーツランド等市民体育施設の運営費
体育施設整備費	3, 141, 092	2, 774, 758	366, 334	スポーツセンター等の天井等落下 防止対策の工事費、総合体育館の 空調設備改修の工事費
計	173, 126, 112	162, 709, 825	10, 416, 287	

(2) 当初予算の推移(教育委員会所管分)

年	度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	万円) 育 費	70, 327	78, 204	66, 829	61, 715	61, 168	65, 613	72, 814	72, 590	162, 710	173, 126
	(%) 前年 审率	0.5	11. 2	△14. 5	△7.7	△0.9	7. 3	11.0	△0.3	124. 1	6. 4

2 新規・拡充事業及び重点施策

母語学習協力員の配置

事項	主な内容
小学校給食等におけるなごやめしの提供	●名古屋への誇りと愛着を高めることを目的として、なご
	やめしの献立を提供
スクール・サポート・スタッフの配置	●教員の負担軽減を図るため、学習プリントの印刷等を教
	員に代わって行うスタッフを配置
キャリア支援モデル事業	●就労や進学に関することだけでなく、児童生徒の生涯を
	通じた発達を支援する「キャリア支援」を進めるための取
	組みを実施
プレゼンテーション能力の育成	●自分の考えを持ち、人前で堂々と話すことができる人材
	を育成
瑞穂公園体育館の建設	●スポーツ総合推進拠点である瑞穂運動場に体育館を建
	設
指定避難所の給排水機能確保策の推進	●震災時の給排水機能確保に向けた埋設給排水管の改修
校舎等のリニューアル改修の設計	●老朽化した校舎等についてリニューアル改修の設計を
	実施
校舎等の保全改修・設備改修	●屋上防水、外壁・トイレの改修、窓ガラス飛散防止対策
	及び設備の更新を実施
肢体不自由学級設置校へのエレベーター	●肢体不自由学級設置校において、生徒が教室間を円滑に
整備の設計	移動するためのエレベーター整備の設計
タブレット端末を活用した特別支援教育	●様々な障害の状態等に応じた教育を推進
の推進	
守山養護学校の増築	●守山養護学校産業科棟を増築
なごや子ども応援委員会の運営	●いじめや不登校など児童生徒に関わる諸問題へ対応す
	るなごや子ども応援委員会の体制を強化
夢と命の絆づくり推進事業	●児童生徒の自主的な活動を支援することにより自己肯
	定感を高め、心の居場所づくりや仲間との絆づくりを図
	り、いじめ防止等を推進
インターネット上におけるいじめ等防止	●いじめ等の未然防止・早期発見・早期対応のため、匿名
対策	での報告、相談が可能なアプリを試行導入するとともに、
	ネットパトロールを充実
学校司書の配置	●児童生徒の学校図書館の利用促進等を図るため、学校司
	書を配置
学習支援講師の配置	●学習指導支援講師、発達障害対応支援講師、不登校対応
	支援講師、日本語指導講師を配置
医療的ケアが必要な障害のある児童生徒	●医療的ケアが必要な障害のある児童生徒に対する学校
の学校生活支援	生活における支援
1	I - A - A - A - A - A - A - A - A - A -

●バイリンガルの学習協力員を配置し、日本語指導や適応

外国語活動アシスタントの配置 ランス市への市立高校生派遣

幼稚園における預かり保育の実施

グローバル・エデュケーション・センタ ーの開設準備

幼児教育センターの開設準備

小学校における民間プールを活用した水 泳指導等

教育館の移転改築

中津川野外教育センタートイレ改修の設計

私立幼稚園就園奨励補助

ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画の 策定

部活動顧問派遣事業

土曜日の教育活動推進事業

なごやアクティブ・ライブラリー構想に 基づく図書館改革の推進

競技力強化サポート事業

総合体育館観覧席等の改修 スポーツセンター等のトイレ改修

科学館でのノーベル賞受賞者顕彰施設整 備の設計

窓ガラス飛散防止対策

指導を実施

- ●小学校学習指導要領改訂に対応し、配置拡充
- ●本市と姉妹都市提携を締結したランス市との友好親善 を図るため、相互訪問交流の一環として市立高校生を派遣
- ●多様な保護者のニーズに応じるとともに、より安心して 子育てができるよう、市立幼稚園において預かり保育を拡 充
- ●グローバル社会で活躍する人材を育成する拠点となる グローバル・エデュケーション・センターの開設準備
- ●幼児教育の質の向上等を目的とした研究・研修の拠点と なる幼児教育センターの開設準備
- ●教室が不足している学校において、校舎の増築による運動場の狭あい化を防ぐため、プールを取り壊し、民間プールを活用した水泳指導を実施
- ●老朽化が進み、耐震性能が不足している教育館を移転改 築
- ●老朽化したトイレの洋式化の設計を実施
- ●低所得世帯及び年収に対する授業料の負担割合の高い 世帯の負担軽減を拡充
- ●小・中学校について望ましい学校規模を確保するための 計画を策定
- ●部活動の充実・活性化を図るとともに、教員の多忙化解 消のため、顧問を派遣
- ●伝統芸能や科学実験など体験を重視した土曜日の学習 プログラムを実施
- ●時代に即した市民サービスを展開し、更なる市民サービスの向上を追求しながら、効果的・効率的に図書館運営を図る取組みを推進
- ●世界で活躍するアスリートを育成するため、栄養指導等に関する講習を実施
- ●老朽化した総合体育館の観覧席及び諸室等の改修
- ●老朽化したスポーツ施設のトイレの洋式化、洗面器の自動水洗化、多目的トイレの多機能化等を実施
- ●愛知・名古屋ゆかりのノーベル賞受賞者の業績などを分かりやすく伝える施設の整備に係る設計等を実施
- ●指定避難所の施設について窓ガラス飛散防止対策を実 施

天井等落下防止対策	●吊り天井等について地震発生時の落下防止対策として
	の撤去等
ランス美術館との交流事業	●友好提携に関する覚書に基づく交流事業
山車行事の総合調査	●鳴海祭、有松祭りにおける山車行事の重要文化財指定に
	向けた調査等
志段味古墳群歴史の里の整備	●国史跡である志段味古墳群を活用した歴史体験・学習で
	きるエリアにするための整備
杉原千畝顕彰事業	●杉原千畝とゆかりのある小学校間において、杉原千畝を
	通じた交流事業を実施

3 小・中学校標準運営費

標準運営費とは、各教科等教育活動に要する経費及び学校の維持管理等に要する経費(人件費、光熱水費等を除く。)の標準を算定したものである。

(1)標準運営費の推移

· / //		•												
区分			小	学		校				中	学		校	
年度	校数	予	算	額	1 平	校均	児童1 人平均	校数	予	算	額	1 平	校均	生徒1 人平均
	校			千円		千円	円	校			千円		千円	円
21	263	2,	800,	154	10,	647	23, 548	110	1	631,	188	14,	829	30, 594
22	262	2,	800,	154	10,	688	23, 813	110	1	631,	188	14,	829	30, 718
23	262	2,	800,	154	10,	688	24, 356	110	1	631,	188	14,	829	30, 421
24	263	2,	810,	842	10,	688	24, 694	110	1	631,	188	14,	829	30, 337
25	264	2,	809,	284	10,	641	24, 980	110	1	632,	660	14,	709	30, 590
26	264	2,	890,	925	10,	950	25, 715	111	1	678,	222	15,	119	31, 827
27	263	2,	882,	917	10,	962	25, 589	112	1	692,	160	15,	109	32, 443
28	263	2,	879,	287	10,	948	25, 629	112	1	686,	969	15,	062	33, 021
29	262	2,	896,	901	11,	057	25, 633	112	1	685,	606	15,	050	33, 362
30	262	3,	044,	690	11,	621	26, 832	112	1	837,	495	16,	406	36, 946

(注) 事務局等で一括支払又は一括購入する経費を含む。

(2) 平成30年度1校当たり標準運営費

	<u> </u>	分	<u>// </u>		校	中	学	校
科	目		30予算	29予算	対前年比較	30予算	29予算	対前年比較
			千円	千円	千円	千円	千円	千円
報	償		73	72	1	99	100	$\triangle 1$
旅		ŧ	624	_	624	1, 184	_	1, 184
交	際	劃	6	6	_	6	6	_
需	用	揧	5, 422	5,514	△92	7,311	7, 193	118
	(消耗品費)		(4,852)	(4,946)	(△94)	(6, 136)	(6,023)	(113)
	(燃料費)		(4)	(4)	(-)	(6)	(6)	(-)
	(食糧費)		(18)	(18)	(-)	(17)	(17)	(-)
	(印刷製本費)		(306)	(305)	(1)	(927)	(922)	(5)
	(修繕料)		(191)	(190)	(1)	(177)	(176)	(1)
	(賄材料費)		(51)	(51)	(-)	(48)	(49)	(△1)
役	務	劃	312	312	_	485	485	_
	(通信料)		(264)	(264)	(-)	(408)	(408)	(-)
	(手数料)		(48)	(48)	(-)	(77)	(77)	(-)
委	託 米	斗	339	339	-	416	415	1
使	用料及び賃借料	斗	53	22	31	119	67	52
工	事請負	劃	1,848	1,848	_	2, 120	2, 120	_
原	材 料	劃	48	48	_	61	61	_
備	品購入了	劃	2,886	2,886	_	4,590	4, 588	2
	(庁用備品費)		(875)	(875)	(-)	(817)	(817)	(-)
	(事業用備品費)		(1,056)	(1,056)	(-)	(1,998)	(1,996)	(2)
	(図書費)		(955)	(955)	(-)	(1,775)	(1,775)	(-)
負担	担金補助及び交付	金	10	10	_	15	15	_
	計		11,621	11, 057	564	16, 406	15, 050	1, 356

4 マイスクールプラン

小・中・高等学校、特別支援学校では、様々な体験活動や既存の教科の枠を超えた学習を行う 等、多彩な特色ある教育活動や学校づくりを「マイスクールプラン」として実施している。

第3章 計画の推進

1 名古屋市教育振興基本計画

(1)計画の概要

名古屋市教育振興基本計画は、教育を取り巻く環境や諸制度の変化に対応し、本市教育行政の進むべき方向性を明らかにするとともに、その充実に資する取り組みの総合的かつ計画的な推進のため、平成27年3月に策定した。

この計画の対象範囲は、「名古屋市立幼稚園、小・中・特別支援・高等学校段階などに おける教育・育成に関する施策」及び「生涯学習全般における学びの支援に関する施策」 としている。

ア 基本理念

この計画では、「なごやっ子教育推進計画(平成19年3月策定)」及び「名古屋 市教育振興基本計画(平成23年3月策定)」の基本理念を受け継ぎ、「夢に向かっ て人生をきり拓くなごやっ子の育成」を基本理念とする。

- ~この計画がめざす「なごやっ子」像~
- (ア) なごや (郷土) が大好きで、なごや (郷土) をもっとよくしたいと望んでいる
- (イ) 豊かな感性と創造力を備える
- (ウ) 社会性を備え、他人を思いやり、協力・協調する
- (エ) 人生をたくましく生きる力を備える
- (オ) 未来への夢を抱き、学び成長し続ける

イ 計画期間

平成27年度~平成30年度(4年間)

(2) 主要な課題

- ア 社会を生き抜く力を備えた子どもの育成
- イ 多様な教育的ニーズに対応できる教育環境の充実
- ウ 子どもの豊かな育ちの応援
- エ 生涯を通じた学びへの接続

(3) 施策の基本的方向

- ア 「なごやっ子」の資質と個性を育む"学び"の提供
- イ 教員の資質向上と、教育環境の整備
- ウ 子どもの育ちと針路を応援する体制づくり
- エ 学校・家庭・地域の連携
- オ 生涯を通じた学びの支援

2 名古屋市立小・中学校における小規模校対策に関する基本方針

平成21年9月に名古屋市学校教育研究協議会から、名古屋市における小・中学校の適 正規模、学校規模適正化の対象などの検討結果が報告された。

この協議会からの報告を踏まえ、平成22年3月に「名古屋市立小・中学校における小規模校対策に関する基本方針」を策定した。

<基本方針の概要>

(1) 学校規模の基準

望ましい学校規模は、小・中学校ともに、少なくとも各学年でクラス替えができる 規模とする。

ア 望ましい学校規模(適正規模)

- (ア) 小学校 12 学級から 24 学級
- (イ) 中学校 6学級以上は必要(9学級から18学級が望ましい)

イ 学校規模適正化の対象

- (ア) 小学校 11 学級以下
- (イ) 中学校 5学級以下

ウ 学校規模適正化の方法

- (ア) 学校の統合
- (イ) 通学区域の変更

工 通学距離

徒歩通学を基本とし、小学校で概ね2km、中学校で概ね3km

(2) 学校規模適正化の進め方

- ・教育的課題が大きい小学校を優先して学校規模適正化に取り組む。
- ・中学校については、現段階では対象とせず、小学校の進捗状況等を勘案して改めて 検討する。

ア 対象校選定の考え方

平成22年5月1日現在の学級数を基に、幼児人口により把握した将来の学級数による。

イ 対象校の優先順位

対象となるすべての学校を一斉に実施することはできないため、グループ分けを 行い、クラス替えができない第1グループから段階的に順次取り組む。

(ア) 第1グループ

平成22年5月1日現在、6学年すべてが単学級の学校で、実施計画期間内も同じ状況が継続する見込みの学校

(イ) 第2グループ

- ・ 平成22年5月1日現在、6学年すべてが単学級の学校で、実施計画期間内に6学級でなくなる見込みの学校(7学級から11学級になる見込みの学校)
- ・ 平成22年5月1日現在、7学級から11学級の学校で、実施計画期間内に6

学級になる見込みの学校

(ウ) 第3グループ

平成 22 年 5 月 1 日現在、 7 学級から 11 学級の学校で、実施計画期間内も同じ状況が継続する見込みの学校

ウ 実施計画の策定

- (ア) 実施計画を平成22年度に定め、幼児人口が把握できる6年ごとに見直す。
- (イ) 学校の組合せは、中学校ブロック内の小学校同士で12学級から24学級となる組合せとする。
- (ウ) 通学距離が 2 k mを大幅に超える場合は、通学区域の変更での対応を検討する。
- (エ)組合せを検討する際には、学校の沿革や歴史、地域の特性、校地・校舎の状況などの諸条件を勘案する。

(3) 取り組みの際の留意点

保護者や地域の皆様の十分な理解を得ながら、次の事項に留意して進める。

- ア 児童への配慮 (スクールカウンセラーの派遣、統合前の学校の教員のバランスよい配置など)
- イ 通学の安全(関係行政機関との連携、家庭・地域との協力)
- ウ 保護者、地域との連携・協力(各種情報の共有化)
- エ 統合後の校舎・校地の活用(可能な限り既存校舎を活用し、必要に応じて整備の検討。校舎や校地は、全市的な視点での有効活用などの検討)

3 小規模校対策に関する実施計画

「名古屋市立小・中学校における小規模校対策に関する基本方針」に基づき、小規模 校対策の対象となる学校の選定、学校ごとの方策、今後の取り組みの進め方などをまと めた「小規模校対策に関する実施計画」を平成22年9月に策定・公表した。

<実施計画の概要>

(1) 実施計画期間

平成23年度~平成28年度(6年間)

※良好な教育環境を将来にわたり確保するため、新たに「ナゴヤ子どもいきいき 学校づくり計画」の策定を進める。(平成30年度策定予定)

(2) 対象校

平成22年5月1日現在の学級数及び0歳から5歳までの幼児人口により、小規模 校対策の対象校(小学校44校)を選定し、優先順位をつけ第1から第3までのグル ープに分類した。

ア 第1グループ(9校)

幅下小・南押切小・江西小・那古野小・豊臣小・御園小・白金小・大生小・ 高坂小

イ 第2グループ (18校)

内山小・千種小・六郷小・六郷北小・榎小・浮野小・中村小・栄小・平和小・ 千早小・大須小・広見小・正色小・中川小・西築地小・浦里小・梅森坂小・ 相生小

ウ 第3グループ(17校)

東桜小・明倫小・大杉小・杉村小・栄生小・米野小・諏訪小・松原小・鶴舞小井戸田小・西福田小・白水小・柴田小・千鳥小・本地丘小・西城小・牧の原小

(3) 学校ごとの方策と具体的な進め方

ア 第1グループ

統合相手校など小規模校対策の具体的な学校ごとの方策を定め、実施計画期間内の開校を目指す。

- ・ 幅下小・江西小・那古野小の3校を統合
- ・ 南押切小・榎小(第2グループ)・栄生小(第3グループ)の3校を統合
- 豊臣小:諏訪小(第3グループ)と統合
- ・ 御園小:名城小と統合
- ・ 白金小:村雲小と統合
- 大生小:宝小と統合
- ・ 高坂小:相生小(第2グループ)と統合

イ 第2グループ

保護者・地域説明会を開催し、児童数の推移や地域の状況等を把握しながら、 第1グループに準じて進める。

ウ 第3グループ

保護者・地域説明会を開催し、その後、学校から児童数の推移等の情報収集 を行う。

4 名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針

(1) 方針の概要

市立幼稚園の今後のあり方として、今日的課題への対応を充実させ、各園での教育の成果を私立幼稚園や保育所、認定こども園などへ広く提供することで、本市全体の幼児教育の質の向上に資するよう取り組み、併せて、幼児人口の減少に対応するため園の再編を実施することとして、平成28年8月に「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」を策定した。

(2) 市立幼稚園の役割と今後のあり方

ア 市立幼稚園の役割

私立幼稚園や保育所等と相互に連携・協調しながら、本市全体の幼児教育の充実を 図っていく。また、総合的に幼児教育の充実に取り組み、「幼児教育センター(仮称)」 と連携して質の高い幼児教育の研究、実践、発信を行っていく。

イ 市立幼稚園の今後のあり方

- ・ 質の高い幼児期の教育の実践及び発信
- 幼保小接続の取り組みの推進
- ・ 幼児期における特別支援教育の充実
- ・ 家庭や地域コミュニティと連携した園運営の推進
- ・ 多様な保護者ニーズへの対応

ウ 「幼児教育センター (仮称)」の開設

教育実践に基づいた調査研究、教職員の資質向上を目指す研修、子育て支援等に取り組むことや実践研究の成果を私立幼稚園・保育所等へ情報提供することにより、本市の幼児教育の質の向上を図る拠点施設として、「幼児教育センター(仮称)」を開設する。

(3) 市立幼稚園の教育環境の整備

ア 市立幼稚園の再編等の考え方

- ・市立幼稚園の園児数は減少し、望ましい集団規模を確保しにくい状況にあり、ニーズに対する利用定員も供給過剰が続くと予測される。
- ・今後のあり方で掲げた機能強化を実現するため、必要な財源を創出する必要がある ことから、アセットマネジメントの観点も踏まえ、幼稚園の再編を実施する。

<再編候補園の選定の観点>

(ア) 適正規模・適正配置

- ・学級数や園児数が一定数に満たない園の再編を検討する。
- ・幼稚園教諭の人事交流等が可能な園数を維持する。
- ・幼稚園ニーズや地域特性を考慮したうえで、国の幼稚園設置基準、保有教室数、 施設の老朽化の度合い等を含め、総合的に検討する。

(イ) 就園機会の確保

・幼稚園への就園を希望する方の就園機会を確保するため、選択可能な私立幼稚園等の状況を考慮する。

(ウ) 運営のあり方

・民間移管についても選択肢の一つとして検討する。

イ 職員体制の充実

再編に伴う幼稚園教諭の再配置を踏まえ、望ましい職員体制を総合的に検討する。

ウ 施設の整備

再編に伴う財源確保を踏まえ、施設の老朽化対策を進めるとともに、今後のあり方に基づいた機能強化に必要な整備を検討する。

エ 授業料の公私間格差

私立幼稚園とのサービス提供水準の差を踏まえ、市立幼稚園の教育のあり方とあわせて検討する必要がある。また、幼児教育の無償化についての検討など、国の動向も注視していく必要がある。

5 名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画

(1)計画の概要

「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に基づき、市立幼稚園が本市の幼児教育を取り巻く現状や課題に対応し、本市全体の幼児教育の充実を図っていくための取り組みを着実に推進するとともに、園の再編を行うことを目指して、平成29年8月に「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画」を策定した。

(2)計画の取り組み

「基本方針」に掲げた今後の市立幼稚園のあり方を実現するために、下記の取り組みを行っていく。

- ア 市立幼稚園では、子ども・子育てや幼児教育を取り巻く今日的な課題に対応してい く。
 - ・幼保小接続の取り組み
 - ・特別な配慮を必要とする子どもへの支援
 - ・地域に開かれた幼稚園づくり

など

- イ 本市全体の幼児教育の振興を図るための拠点施設として、「幼児教育センター」を設置し、その事業を通して私立幼稚園や保育所などとの連携を図る。
- ウ 幼児人口の状況や保護者の幼稚園・保育ニーズなどを踏まえて、市立幼稚園の再編 を行う。
 - ・報徳幼稚園(北区)、はとり幼稚園(中川区)、比良西幼稚園(西区)を閉園する。 <実施工程>

園名	Н30	Н31	Н32	Н33	Н34
報 徳 (北区)	3歳児の 最終募集	3歳児の 募集停止	4歳児の 募集停止	年度末 閉園	
はとり	3歳児の	3歳児の	4歳児の	年度末	
(中川区)	最終募集	募集停止	募集停止	閉園	
比良西		3歳児の	3歳児の	4歳児の	年度末
(西区)		最終募集	募集停止	募集停止	閉園

(3)計画期間

平成29年度~平成38年度(10年間)

6 名古屋市学校施設リフレッシュプラン

老朽化の進展に伴い更新需要の高まる学校施設について、限られた予算で安心・安全・ 快適な教育環境を確保していくため、今後の維持管理・更新にかかる基本的な考え方を取 りまとめた「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」を平成29年8月に策定した。

くプランの概要>

(1)期間

平成 29 年度~平成 62 年度 (34 年間)

(2)位置づけ

「名古屋市アセットマネジメント推進プラン」などを本市の「公共施設等総合管理計画」に位置づけており、本プランをその個別施設計画として位置づける。

(3) 対象

名古屋市立の小学校、中学校、高等学校、幼稚園、特別支援学校におけるすべての校 (園)舎及び付帯施設(運動場、プールなど)

(4) 基本的な考え方

ア 学校施設の目指すべき姿

学校施設を取り巻く現状を踏まえ、目指すべき姿を「財政的に持続可能な範囲で、安心・安全・快適な環境が確保された学校施設」とし、実現に向けて「施設の長寿命化」に取り組む。

イ 長寿命化の考え方

(ア) 基本的な整備サイクル

構造体耐久性調査の結果による個々の建物寿命を勘案し、原則として 80 年使用 し、劣化が著しく進行しないよう、概ね築 20 年ごとに適切な改修を実施する。

(イ) 整備手法

概ね80年程度で改築することから、改築までの残り期間を勘案し、以下のとおり 築年数に応じた適切な改修を適切な時期に実施する。

グループ	建築年次	改修時期	改修の内容			
A # 1 -0	ΠΠ 4- 1 / Γ	築 60 年	保全改修+設備改修			
Aグループ	~昭和 41 年	築 80 年 改築				
Bグループ	177.40 FO F	築 50 年	リニューアル改修			
	昭和 42~50 年	築 80 年	改築			
Cグループ		築 40 年	リニューアル改修			
	昭和 51~55 年	築 60 年	保全改修			
		築 80 年	改築			
Dグループ	四毛 50 亚子7左	築 50 年	リニューアル改修			
	昭和 56~平成7年	築 80 年	改築			

Eグループ		築 20 年	保全改修
	亚代 0 年 -	築 40 年	リニューアル改修
	平成8年~	築 60 年	保全改修
		築 80 年	改築

(ウ)整備内容

〇保全改修

機能回復を図るため、屋上防水や外壁改修、トイレ改修を一体的に実施

〇リニューアル改修

屋上防水や外壁、内装の一体的な改修とともに、受変電設備や受水槽、給排水管などの更新や社会的ニーズに対応するための機能向上を図る改修を実施

〇設備改修

特に老朽化した設備機器に特化した改修を実施

(5) 持続可能性の検証

長寿命化を図っただけでは、近年の施設整備費の年平均(一般財源ベースで41億円)を上回るが、将来の児童生徒数を踏まえ、学校統合により現在の保有資産量から19~24%削減するとともに跡地活用に取り組むことで、近年の施設整備費の年平均以内とすることが可能となる。

(6) 今後の新たな取り組み

今後の人口減少社会を見据え、本プランを継続的に運用していくため、以下について、 市民との協働推進や啓発を含め、市全体で横断的に検討する。

- ア 整備手法・基準の見直し
- イ 保有資産の有効活用
- ウ 施設運営の効率化
- エ 施設の多目的活用
- オ 良好な教育環境の確保

7 名古屋市不登校対策基本構想

(1) 構想の概要

不登校の未然防止及び不登校児童生徒の学校復帰の促進を目指し、不登校対策として 取り組むべき施策の方向性を定めた「名古屋市不登校対策基本構想」を平成25年2月に 策定した。

ア 5つの視点

不登校の子ども及びその保護者に対する支援の一層の充実を図るため、下記の5つ の視点に基づき取り組みを実施する。

- (ア) 子どもが安心できる環境づくり
- (イ) 学習への興味・関心・意欲の喚起
- (ウ) 子どもの心に寄り添う体制づくり
- (エ) 適応段階に応じた支援
- (オ) 保護者への情報提供や保護者の不安軽減

イ 計画期間

平成25年度~平成29年度(5年間)

(2) 平成29年度の主な実績

- ア 不登校・いじめ・問題行動等の教育相談に加え、福祉との連携も視野に入れた、子ども・若者・教育に関する総合的な相談施設について、関係局を交えた整備検討を行った。
- イ 子ども適応相談センターにおける過大な通所者数の緩和及び市南部・北東部方面から の通所促進を図るため、南区と中区において、子ども適応相談センターのサテライトス クールを運営した。
- ウ 相談環境の充実のため、小学校 131 校及び特別支援学校 5 校(分校含む) にスクールカウンセラーを通年で 140 時間配置した。
- エ 発達障害のある児童生徒の学校生活への適応を図るため、発達障害対応支援員を全小中学校に継続して配置するとともに、幼稚園6園から全園へ拡充して配置した。
- オ 発達障害の可能性のある児童生徒に対する個別指導や少人数での指導を推進するため、発達障害対応支援講師を65校に配置した。
- カ 担任教員が不登校児童生徒等に接する時間を増やし学校復帰の促進を図るため、不登 校対応支援講師を 40 校に配置した。

8 魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画

(1)計画の概要

魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画は、名古屋市教育振興基本計画の「特色ある市立高等学校づくり」を受け、全ての市立高校で目指す特色づくりを明確にし、平成25年度より5年間にわたって推進する計画として、平成25年2月に策定された。

ア 基本理念

- (ア)名古屋市立高校は、社会の変化や生徒・保護者のニーズに対応しながら、次に掲げる資質をもった生徒を育成する。
 - ①人生をたくましく生きる力を備える
 - ②未来への夢を抱き、学び成長し続ける
 - ③社会性を備え、他人を思いやり、協力・協調する
 - ④豊かな感性と創造力を備える

- 50 - 教育行財政

- (イ)名古屋市立高校は、社会の発展に努め、地域社会に貢献できる人材を育成する。
- (ウ)名古屋市立高校に、義務教育と高等教育や産業界とを結ぶ役割をもたせ、学校間連携や校種を超えた連携による教育活動を推進し、名古屋市の教育活動を活性化させる。

イ 計画期間

平成25年度~平成29年度

(2) 平成29年度の主な実績

ア 向陽高等学校

世界で活躍できる科学技術系人材を育てる理数教育の推進するために、平成 27 年度 に新設した国際科学科では、本市の理数教育の拠点校として、大学を始めとする研究機 関や企業等との連携拡充を行うとともに、海外研修の実施や英語をツールとしたグロー バル人材育成教育の推進を図った。

イ 北高等学校

国際的な教養を身につける国際理解教育を推進するために新設された国際理解コースは、3年目を迎え、海外研修や外部講師による国際理解研修会、ICTを活用した海外との交流活動等を通じて、英語によるコミュニケーション能力の向上や日本文化及び異文化に対する一層の理解を図った。

ウ 工業高等学校・工芸高等学校

学校での授業と企業での長期研修とを組み合わせたデュアルシステムコースを平成28 年度より導入し、より実践的な技術者の育成を図った。

9 第3次名古屋市子ども読書活動推進計画

(1)計画の概要

子どもの読書活動を推進していくため、平成28年度に策定した「第3次名古屋市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・図書館・学校や関係機関がそれぞれ連携・協力し、さまざまな読書の機会や場の提供、読書に取り組みやすい環境や仕組みづくりに取り組んでいる。

ア理念

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を 豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないも のである。乳幼児期から読書に親しむようにさせるとともに、発達段階に応じた読書活 動を総合的に推進する。

(2) 平成29年度の主な実績

ア 10月21日に「なごやっ子読書イベント」を開催。映像と音楽を交えた絵本の読み聞か せステージや、本の世界を体験するイベント、名古屋市図書館所蔵の絵本等の出張貸出 などを実施し、約1,500人が来場した。

- イ 市内全保健所の乳幼児健診時に絵本紹介冊子を3種類配布するとともに、582回27,500 人の子どもと保護者に絵本の読み聞かせを実施した。
- ウ 市立小学校、中学校及び特別支援学校に「なごやっ子読書ノート」、「なごやっ子読書 カード」を配布し、日常生活における読書意欲と表現力を喚起した。「なごやっ子読書ノ ート」への参加意欲を更に高めるため、記念品の配布及びノートへ感想文等を書いた子 どもへの完成特典を新たに設けた。
- エ 「なごやっ子読書ノート」の完成特典として図書館の業務を体験できるカウンター体験事業を全区の図書館で実施し、247名の小学生が参加した。
- オ 読書への興味関心を高めるため、市立小学校・特別支援学校小学部5・6年生および 市立中学校・特別支援学校中学部全学年を対象に、「本の帯コンクール」を実施した。
- カ 鶴舞中央図書館に設置した「学校図書館連携窓口」により、市立小中学校・特別支援 学校の学校図書館に図書室整備・図書購入・図書委員会活動・現場職員研修・授業協力 等の助言を16校19件行った。また学校への配送サービスとして「学習支援図書セット貸 出」を70校186件、「特別支援教育資料貸出」を14校168点実施した。図書修理ボランティ アを養成、63校にのべ204人を派遣し、4,393冊の修理を行った。
- キ 児童生徒及び教員による学校図書館の利用促進を図るため、市内小中学校16校に学校司書を配置した。

10 第2期名古屋市スポーツ推進計画

(1)計画の概要

スポーツ基本法第10条に基づく「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画」 として平成25年3月に名古屋市スポーツ推進計画を策定した後、5年を経過したことから、 社会状況の変化、市民アンケートの結果などを踏まえ見直しを行い、第2期名古屋市スポーツ推進計画を策定した。

ア 基本理念

「やろまい運動!やろまいスポーツ! ナゴヤを元気UP!~スポーツで交流を~」を基本理念とし、市民一人ひとりがスポーツに親しみ、楽しみ、ささえることで豊かな生活を営む元気なまち「ナゴヤ」をめざしている。また、スポーツを通じた交流促進のため、個の取り組み(マイ・スポーツ)から社会全体での取り組み(やろまい運動!やろまいスポーツ!)へと推進する。

イ 目標

(ア)基本目標

- ・スポーツの楽しさ・意義への気づきを促進
- ・子どものスポーツ実施機会の充実により、競技人口のすそ野の拡大

(イ)数値目標

成人の運動・スポーツ実施率(週に1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合)を65%以上とする。

(2) 施策体系

ア 市民スポーツの推進

「する」「ささえる」「みる」スポーツに参加する市民を増やす。

イ 子どものスポーツの充実

学校での体育活動や地域における子どもの運動機会の充実を通して、生涯にわたる運動習慣の確立を図る。

ウ 障害者スポーツの推進

障害者がスポーツに親しめる環境の整備を進める。

エ アスリートへの支援

将来のスポーツの担い手である、ジュニア選手への支援を行う。

オ スポーツに親しむ場の整備

市民が安心・安全・快適に利用できるスポーツ施設等の環境の整備を進める。

11 「歴史の里」基本計画

(1)計画の概要

「歴史の里」は、歴史的資産を活用したまちづくりを推進するため、日本の古墳時代の縮図、尾張のルーツとも言われる国史跡を含む貴重な文化財である志段味古墳群と自然地形・景観を保存・活用して、歴史を身近に感じた体験・学習を通して幅広い世代が楽しむことができる施設として平成30年度末のフルオープンを目指して事業を推進している。

「歴史の里」基本計画は、平成21年3月に策定された「歴史の里」基本構想をもとに、整備に向けての基本理念や利用・整備内容等について定めた計画として平成26年3月に 策定された。

(2) 基本理念

古代ロマンを五感で体感~「学び」と「にぎわい」のある地域づくり~

(3)基本方針

- ア 貴重な文化財、自然環境の保存
- イ 歴史・文化の体感・体験
- ウ 過去と未来をつなぐ歴史・文化の拠点づくり
- エ 市民と連携し、協働する仕組みの形成

(4)計画範囲

計画範囲は庄内川、東谷山、尾張丘陵、野添川に囲まれた地域とし、このうち主要な古墳が残る5つの地区を拠点地区としている。

- ア 勝手塚古墳地区
- イ 大塚・大久手古墳群地区
- ウ 白鳥塚古墳地区
- 工 東谷山白鳥古墳地区
- 才 東谷山山頂3古墳地区



12 名古屋市歴史文化基本構想

(1) 構想の概要

市内各地域にあるさまざまな文化財を、指定の有無や類型の違いに関わらず、文化財相互の関連や文化財の周辺環境も含めて総合的に把握し、地域の歴史的経過や特性を明らかにする取り組みを行った。それをもとに地域の文化財の保存活用の方針についてまとめ、文化財を未来に伝え活かすことをめざす「名古屋市歴史文化基本構想」を平成29年3月に策定した。

(2) 基本理念

私たちのまちの文化財 「知る」「伝える」「活かす」

(3)基本方針

- ア 知る ~地域の文化財を知る 新たな価値の発見・掘り起こし~
- イ 伝える ~地域の文化財を未来へ伝える~
- ウ 活かす ~地域の文化財を活かす 学びから発信へ~

(4) 今後の取り組み

熱田神宮や名古屋城などの「名古屋を代表する文化財」を核としながらも、埋もれている地域に残された石造物や屋根神などの「身近なまちの文化財」に焦点をあて、名古屋の文化財の姿をとらえていく。

そのうえで地域的・歴史的・空間的な関係性から意味づけた「関連文化財群」をもと に、文化財の新たな価値を広く市民とともに見出していく取り組みを進めていく。

13 なごやアクティブ・ライブラリー構想

(1) 構想の概要

時代に即した市民サービスを展開し、更なる市民サービスの向上を追求しながら効果的・効率的な図書館運営を図るため、「なごやアクティブ・ライブラリー構想」を平成29年12月に策定した。

(2) 長期的展望に立った本市図書館像

ア 本市図書館がめざす姿

- (ア)資料と専門性を活かし、地域や市民の役に立つ図書館
- (イ) さまざまな場所でサービスを利用でき、便利で快適な図書館
- (ウ)時代の変化に対応できる、持続可能な図書館

イ サービス網の再構築

アの3つのめざす姿を実現するため、中央館のほかに市域を5つのブロックに分け、さまざまな場所でサービスを提供できるよう、ブロック内で施設の再配置を行う。 地域の状況を考慮しながら、さまざまなパターンでブロック内に図書館サービス 受けられる場所を配置し、地域サービス網を構築する。